

○久世ふれあいセンター施設使用料

| 区分                 |                 | 使用料                |                     |                     |
|--------------------|-----------------|--------------------|---------------------|---------------------|
|                    |                 | 午前<br>(9:00～12:00) | 午後<br>(13:00～17:00) | 夜間<br>(18:00～21:00) |
| ホール                | 日曜日、土曜日<br>及び休日 | 10,790円            | 13,820円             | 16,020円             |
|                    | その他の日           | 8,270円             | 10,790円             | 12,250円             |
| 第1会議室及び第2会議室       |                 | 830円               | 1,040円              | 1,150円              |
| 和室A                |                 | 940円               | 1,360円              | 1,460円              |
| 和室B                |                 | 830円               | 1,040円              | 1,150円              |
| トレーニングルーム(1人1回につき) |                 | 200円               |                     |                     |

<備考:施設使用料について>

ホール使用料について、入場料等を徴収しない催物で、かつ、営業の宣伝等のために使用するものでない場合は、表中の使用料の10分の6(10円未満の端数切上げ)の額とします。

ホール使用料について、準備、練習等のために使用する場合は、表中の使用料の10分の5(10円の未満の端数切上げ)の額とします。

表中に記載する使用時間の区分を超えて施設を使用する場合は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額の1.5倍(10円未満の端数切上げ)の使用料が必要となります。

※トレーニングルーム及び付属設備の使用料を除きます。

(例)日曜日に、ホールを12時から12時30分まで使用する場合、その30分の使用料は、午前の使用料10,790円÷6×1.5倍=2,697.499円 → 2,700円

次のいずれかに該当する者については、トレーニングルームの使用料を徴収しないこととします。

- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- ・戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ・上記5項目に掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限ります。)

○久世ふれあいセンター付属設備使用料

| 区分       |                | 単位     | 使用料    |
|----------|----------------|--------|--------|
| 舞台設備     | 演壇             | 1台     | 760円   |
|          | 司会者台           |        | 380円   |
|          | 譜面台            |        | 130円   |
|          | 指揮台            |        | 760円   |
|          | 仮設舞台           |        | 630円   |
|          | 長机             | 1脚     | 130円   |
|          | 毛せん            | 1枚     | 510円   |
| 音響設備     | マイクロフォン        | 1本     | 1,670円 |
|          | 舞台音響セット        | 一式     | 3,870円 |
|          | 音響セット          |        | 2,610円 |
| 映写設備     | スクリーン          | 1張り    | 2,610円 |
|          | スライドプロジェクター    | 1台     | 1,360円 |
|          | オーバーヘッドプロジェクター |        | 1,360円 |
|          | ビデオプロジェクター     |        | 1,360円 |
| 照明設備     | スポットライト        | 1台     | 380円   |
|          | 臨時照明設備         | 1キロワット | 260円   |
| ピアノ      | 1台             | 5,760円 |        |
| 展示パネル    | 1枚             | 130円   |        |
| 茶道具      | 一式             | 2,720円 |        |
| 有料ロッカー   | 1個1回につき1日      | 100円   |        |
| 温水シャワー設備 | 1個につき1回        | 100円   |        |

<備考:付属設備使用料について>

この表に記載している付属設備使用料は、上記の施設使用料の表に記載している区分(午前、午後、夜間)の1区分当たりの額です。

練習のために使用する場合は、表中の使用料の10分の7の額とします。10分の7の額が100円未満であるときは100円とし、当該金額に10円未満の端数があるときは端数を切上げます。

※茶道具、有料ロッカー及び温水シャワー設備の使用を除きます。

詳細については京都市久世ふれあいセンター(075-921-0010)にお問合せください。